

宮城県食の安全安心危機管理対策本部設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号）第10条の規定に基づき、食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害（以下「被害」という。）の発生の未然防止及び被害の拡大防止のため、宮城県食の安全安心危機管理対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2 知事は、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的な対応が必要と認めるときは、本部を設置することができる。

2 本部は、被害が解消し、又は被害に対する対策が完了したと知事が認めたときに廃止する。

(所掌事務)

第3 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 被害への対処方針の決定及び総合調整に関すること。
- (2) 被害の未然防止及び拡大防止に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者を充てる。

2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5 本部は、特定事案に係る調査、分析及び対応策の検討を行うための専門部会その他必要な組織（以下「専門部会等」という。）を設置できる。

2 専門部会等の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

(会議)

第6 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて本部の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(本部事務局及び庶務)

第7 本部の設置に備え、環境生活部食と暮らしの安全推進課に本部事務局を置く。

2 本部の庶務は本部事務局において処理する。

3 本部事務局に、食の危機管理対応チームを置く。

4 食の危機管理対応チームは、本部事務局の指揮監督の下、必要な情報収集及び連絡調整その他必要な事務を行う。

5 食の危機管理対応チームの設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

2 宮城県食の安全安心対策本部設置要綱（平成 14 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。

別表（第 4 関係）

役職	構成員
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長 復興・危機管理部長 企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 警察本部長 企業局長 教育長